子安宣邦氏における『自己否定』と

の語りについて 「国家神道」論との関連で

田

均

新

に吟味するのが本稿の意図です。 子安宣邦氏が『現代思想』 に連載した「国家と祭祀」において展開した 「国家神道」論の戦術的部分を批判的

期水戸学(特に「新論」)によって再構築された「天祖」概念と鬼神祭祀論でる。③、それが近代の伊勢神宮や靖国神社あるがゆえに、それは「国家神道の問題」として捉えることができる。②、その「神道的祭祀」の原型となったのは後「国家神道」論の戦術的部分の骨子は次の三点です。①、戦う国家としての近代日本の宗教性の核は「神道的祭祀」で国家からそのような宗教性・祭祀性を取り除かなくてはならないとの彼の信念にあります。この信念から生まれた子安 を支える言説となり、 子安「国家神道」論の大前提は、 大量の戦死者を生み出していったのである。 戦争をする国家は英霊(戦死者) 祭祀を行う国家であるから、 戦争を防ぐためには

などの諸点から吟味してみると、子安氏の語りが『自己否定』と『隠蔽』に満ちていることが分かってくる、というのが形で「天祖」概念と結びつけられて、近代の伊勢神宮や靖国神社さらには日本の戦争にどんな影響をあたえたのか?》水戸学によって提起された国家による祖先祭祀の必要性はどのようにして戦死者祭祀の必要性へと転換され、どういう 築されたとされる「天祖」概念はどのようにして近代日本国家の宗教性・祭祀性の中核に組み込まれたのか? 本稿の論旨です。 この三点について、《近代日本の宗教性・祭祀性を「神道的」だと本当に断定できるのか? 後期水戸学によって再構

[キーワード] 国家神道 子安宣邦 伊勢神宮 靖国神社

— 『神道史研究』第五十四巻第一号(平成十八年四月)

はじめに

まっているのですが、 に終わっていることを明らかにしました。そして、 いくつかある」と付け加えて、「それについては、またの機会にしたい」と述べました。その「ユニークな問題点」と において、国家神道を 私は『政教関係を正す会会報』(平成十七年十一月、第二七号)に掲載された拙論「子安宣邦著『国家と祭祀』への反論」 "戦略"を達成するために採用した"戦術"に関係しています。 本稿ではそれについて語ろうと思います。 "近代国家に共通する宗教性・祭祀性の問題として語り直す』という子安氏の戦略が無惨な失敗 その拙論の最後で「『国家と祭祀』には、まだユニークな問題点が その "戦術" も "戦略"と同様に破綻してし

一、子安「国家神道」論の骨子と課題

ある「国家神道の現在」(平成十五年七月号)の最後で、 子安氏の「国家と祭祀」シリーズは『現代思想』(青土社)に十回にわたって連載されたものですが、 彼は次のように書いていました。 その第一論文で

ようとするのである。 がって構成される概念である。 本が近代国家としてその宗教性・祭祀性をどのように成立させたかにある。国家神道とはこの私の問題関心にした そして国家のための死者を国家はその永続性をもたらす礎として祀るのである。近代日本国家は神道的祭祀をもっ 端的にいえば近代国家は対外戦争をすることができ、国民が国家のために死ぬことができる国家として成立する。 に共通する問題である。私の問題関心は、この近代国家の祭祀性という普遍的な問題を前提としてもちながら、 て祀ってきた。この国家の宗教性・祭祀性という問題は決して近代日本国家に特有の問題ではなく、 (傍線引用者、一六頁) 日本の近代国家としての祭祀性・ 宗教性の問題を、 私は国家神道の問題として考え 近代国家一般 日

子安宣邦氏における『自己否定』と『隠蔽』の語りについて (新田

安「国家神道」論の出発点における骨子でした。 る宗教性・祭祀性の問題を、近代の日本については「国家神道の問題」として捉えることができる-する国家である。 近代国家とは戦争に国民を動員する国家であり、戦争動員を永続させるために死者を祀るという宗教性・祭祀性を有 近代日本の場合には、その宗教性・祭祀性は「神道的」だった。したがって、近代国家一般に共通す ーこの主張が、

近代日本国家の中に組み込まれていったのかを説明しなければならなかったわけです。 宗教性・祭祀性とは何なのかをまず明らかにし、次ぎにその神道的祭祀性が、どのように戦争と関連づけられながら、 「神道的」なものだったということを証明してみせることでした。具体的に言えば、子安氏は自らが神道的だと考える ということは、子安「国家神道」論が成り立つために、まず何よりも大切なことは、近代日本の宗教性・祭祀性が

応えうる救済論の吸収〟とについて語ったのです。 家の理念」でした。この二つの論文において子安氏は、近代日本国家の宗教性・祭祀性が「神道的」であることを証明 下「「天祖」概念の再榜築」)と第三論文「祭祀的国家の理念―【新論」と危機の政治神学・その二―」(平成十五年九月号、以下「祭祀的国下「「天祖」概念の再榜築」)と第三論文「祭祀的国家の理念―【新論」と危機の政治神学・その二―」(平成十五年九月号、以下「祭祀的国 するものとして、 その使命を担っていたのが、第二論文の「『天祖』概念の再構築—『新論』と危機の政治神学・その1—」(平成十五年八月号、以 後期水戸学(特に会沢正志斎の『新論』)における 『「天祖」 概念の再構築』と "人民死後の安心の要求に

一、再構築された「天祖」概念と「国家神道」の矛盾

ここに提示されている」とし、「この神祇官設置の陳情書に見る神祇的国家日本の言説は、 神崇祖の心性をもって比類なき形で構成される神祇的な国家的結合体としての日本という神祇的国家の定型的な言説が 官設置を望む陳情書の中に「天祖」という言葉が使われていることを取り上げ、「天祖すなわち天照大神に収斂する敬 子安氏は、「『天祖』概念の再構築」の冒頭で、明治二十三年に、全国の神職神官の有志が帝国議会に提出した神祇 理念的にも言説的にも原型

を明治三年(1八七〇)一月の大教宣布の詔勅に負っている」(1六頁)と述べています。

明治二十三年時点での神職たちの陳情書にある「天祖」という言葉こそ、近代日本の宗教性・祭祀性の核をなす概念 その「原型」は明治三年の「大教宣布の詔勅」にあったというわけです。

「『天祖』概念の再構築」の論旨でした。 成立したもので、この「再構築」を行ったのが『後期水戸学』、特に会沢正志斎の『新論』なのだ この「天祖」という概念は、儒家的な天を朝廷祭祀の究極的対象である始祖神・天照大神に合体させることによって というのが

しろ、逆に、それを「神道的」と断定することへの疑念を深める結果となってしまっているのです。。 祀性を「国家神道」の問題として語ることの妥当性が十分に証明されたのかと言えば、決してそうではありません。 それでは、この第二論文において、「天祖」概念の再構築が語り出されたことによって、近代日本国家の宗教性・

とまで言ってしまっているからです。 的な移転としての水戸学こそ近代日本の国体論という日本的イデオロギーの原型的な供給者である。」(傍線引用者、三一頁) 『教育勅語』が説く人倫的統合の理念もこの水戸学的教説なくしては生まれない。中国古代の政治理念・祭祀観の翻訳 あることを繰り返し強調し、ついには、「天祖」概念の再構築は「儒教を思想的基盤としてもつ水戸学にしてはじめて それはどういうことかと言いますと、「『天祖』概念の再構築」の中で、子安氏自身が「天祖」概念が「儒教的」で ということは国学にも神道にも不可能な国家経綸的思想作業であった。明治神道における神祇的国家の理念も、

近代日本国家の宗教性:祭祀性の中核をなす概念の成立ないし再構築が「国学にも神道にも不可能な」思想作業であっ それを国家「神道」の問題として論ずるのは不適当でしょう。子安氏の分析が正しいとすれば、 国家「水戸学」なり、「翻訳・移転された中国古代観念」なり、 の用語を使うべきです。

次の第三論文「祭祀的国家の理念」になると、子安氏は、今度は、水戸学における「天祖」概念の再構築が获生徂徠

国家の宗教性・祭祀性の問題は、国家「徂徠学」の問題として考えなければならないことになります。 の鬼神論あるいは祭祀論の影響によってはじめて可能になったと繰り返し強調し始めますので、そうなると、

ることにまったく気付いていないようなのです。 まっているのです。ところが、不思議なことに、子安氏自身は、自らがそのような〝自己否定の語り〟を繰り返してい して捉えることの妥当性を証明してみせるどころか、その源泉を他の分野に求めることの必要性を語る結果になってし いずれにせよ、第二・第三論文における彼の語りは、近代日本国家の宗教性・祭祀性の問題を「国家神道」の問題と

三、儒家的鬼神祭祀論が中心の水戸学

というテーマについても繰り返されています。 は、子安氏が近代日本国家の宗教性・祭祀性を証するもう一つの根拠として提出した『水戸学における救済論の「吸収」』 近代日本国家の宗教性・祭祀性を「国家神道」の問題として捉えるという自らの問題設定に対する〝自己否定の語り〟

合の核心をなす「英霊たちを祀る国家」(同前四四頁)の原型を突き止めたことにはならないからです。 彼が「戦う国家とは祀る国家である」(「戦う国家と祀る国家―国家の連続性と祀り―」【現代思想】 平成十六年四月号、四四頁)という場 (「国家神道の現在」 一六頁) というところにありました。この命題を証明するためには、「天祖」概念の成立ないし再構築に 死ぬことができる国家として成立する。そして国家のための死者を国家はその永続性をもたらす礎として祀るのである」 ついて語っただけでは足りません。それだけでは、近代日本の祭政一致構想の源流と思われるものを指摘したに過ぎず、 彼がいうところの近代国家の宗教性・祭祀性の核心は「近代国家は対外戦争をすることができ、国民が国家のために

そこで、子安氏としては、自らの問題関心を維持するために、その原型を突き止める作業をしなければならないわけ 彼が水戸学を「近代日本の国体論という日本的イデオロギーの原型的な供給者」と見ている以上、当然に、

者」と見なすことも不可能になってしまうからです。 言説」と「英霊祭祀」とは無関係、ということになってしまいますし、水戸学を「日本的イデオロギーの原型的な供給 「英霊たちを祀る国家」の理念の原型も水戸学の中に見出されなければなりませんし、それが「天柤」概念の成立ない し再構築とも密接に関連していることをも合わせて語らなければなりません。そうでなければ、「神祇国家の定型的な

その課題に答えるものとして、 彼は『新論』の中の次の文章に注目しました。

その志を惑はざらしむ。民、畏敬悚服して、而して幽明に憾みなくんば、則ち異物に呟はされず。故に怪妄不経の説由 以て幽明を治め、死者をして憑るところ有りて以てその神を安んぜしめ、生者をして死して帰するところ有るを知りて、 有らしむ。物は人より霊なるはなし。それ魂魄精強にして、草木禽獣と同じく澌滅する能はず。故に祀礼を明らかにし、 「夫れ物は天より威あるはなし。故に聖人は厳敬欽奉し、視て以て死物となさず。而して民をして畏敬悚服するところ

子安氏はこの文章を次のように解説しています。

生者に死後の魂の帰するところを教え、民心に究極的な安心を与える鬼神祭祀(神道)とは、聖人によって設けら れた天下安民の最良の教えである。いまこの聖人の教えは水戸学において「天祖の教え」として、あるいは「神聖 の立てる大経」として語り直され、国家の長期的計略の基本(大経)として提示されていくのである。(「祭祀的国家の

主張であり、この脈絡を捉えれば「天祖」概念の再構築と戦死者の祭祀とをつなぐ通路が見えてくる ためには死者の祭祀がなにより大切で、それを教えた聖人が日本では「天祖」(天照大神)なのだというのが『新論』の 国家的危機の克服という問題意識の中から人民統合の必要性が痛感され、人民統合の核心は民心の掌握にあり、 確かに、そのように読むならば、「天祖」概念の再構築と戦死者を祀る国家の理念とを結ぶ通路が半ば見えたことに というわけです。

が示されなければなりません。ところが、その残り半分については「祭祀的国家の理念」では何も述べられていないの 安心に応えようとする問題意識が、国家のための戦死を称揚しなければならないとの問題意識へと発展していった経路 〔戦死者〕たちを祀る国家」の理念の原型だと見なすことはできないからです。それを言うためには、人民一般の死後の 「人民の死後安心の要求」に応えるものとして「祖先祭祀」について語っているのであって、それをそのまま「英霊 ここで私が「半ば」と言ったのは、『新論』のこの部分は、子安氏も認めているように、

は見出すことはできません。そのことを、子安氏はこの論文の最後において次のような言葉で告白しています。 『新論』に見いだせるのは人民一般の死後の問題に応えようとする問題意識までであって、戦死者の祭祀の原型まで

るべき国家にのこした遺戒とはこのようなものであった。(傍線引用者、一四—一五頁) 国家が人民の死後を安らかならしめることで、 『新論』が将来に向けて策定するあるべき国家は究極的に人民の死と死後への問いに答えねばならないのである。 人民の国家への真の統合もまた実現されるのである。『新論』が来

う日本的イデオロギーの原型的な供給者である」とまで言えるかどうかは疑問です。 される」という理念にとどまるものであったのなら、子安氏の問題関心に照らして「水戸学こそ近代日本の国体論とい 『新論』がのこした「追戒」が「国家が人民の死後を安らかならしめることで、人民の国家への真の統合もまた実現

戸学以降、つまり明治期において、残り半分の思想的通路を見出すことができたのかどうか、ということなのです。 という議論にそれほど拘泥する必要はないのかもしれません。つまり、子安氏の議論にとって決定的に大切なのは、 霊祭祀の問題へと展開させた何者かを次の段階で発見できるならば、水戸学が「原型的な供給者」だったかどうかなど それについては、後で吟味するとして、その前に、彼が「人民死後の安心の要求に応えうる救済論の性格をももつ」 しかし、水戸学が十分な「原型的な供給者」ではなかったとしても、その「遺戒」を継承して、祖先祭祀の問題を英

なものであると繰り返し主張されていることを指摘しておきたいと思います。 「安心論的課題を吸収している」(「祭祀的国家の理念」 | 三頁) と指摘している水戸学の国家的鬼神祭祀論もまた、「儒家的」

えられているのである。(傍線引用者、「祭祀的国家の理念」一三頁) 文章である。民心をいかに安定的に国家の側で確保するかという課題が、儒家における鬼神祭祀の論理をもって答 て設けられた祭祀の道(神道)が人民教化の道にほかならないことを、危機の政治神学としてあらためて詳述した てのべられた、ということは為政者による国家経綸的視点をもってのべられた儒家的鬼神祭祀論である。聖人によっ 会沢の文章は聖人による祭祀の礼の創始という文脈で語られている。これは徂徠における先王=聖人観を前提にし

に政治神学的に再構成しながら安心論的課題に国家経綸の立場から答えていくのである。(傍線引用者、同前一四頁) いま『新論』あるいは水戸学は人民の心底からの国家への統合を求めて、歴史的儒学的言説としての水戸学をさら

「国家神道」の問題として捉えようとするのは術語の選択として不適切であると言わざるをえません。「(神道)」などと 質を「儒家的」「儒学的」だと考えているわけです。そうだとするならば、鬼神祭祀についても、 いう書き方は、その不適切さを隠蔽するための詐術とみられても仕方ないでしょう。 子安氏は一方で「祭祀の道(神道)」「鬼神祭祀(神道)」(同前二三頁)などの言葉を用いておきながら、他方ではその本 やはり、

四、「宣長問題」とは何だったのか

「祭祀的国家の理念」の終わりの方になって、子安氏も少々この問題点を感じ始めたのか、水戸学の儒家的鬼神祭祀 国学的言説の吸収を見出そうとして「[平田] 篤胤国学をふりかえる」(二四頁) という作業を行っています。 それがさらに大きな〝自己否定〟へとつながってしまっているのです。

江戸後期社会におけるこの安心論・救済論的な課題は平田篤胤(| セセ六ー| 八四三) の国学的言説上にはじめて登

するものであることを示している。(傍線引用者、一四頁) 彼の国学思想が既存の学者・知識人たちで 成を通して「霊の行方」の問題の解決をはかった書である。篤胤の著作におけるこうした救済論的な課題の登場は、 大倭心を堅固にもつために「霊の行方の安定」を知ることが不可欠だとして、日本神話による宇宙生成過程の再構 -その中には彼が師とした宣長も含まれる― とは異なった位相に成立

はない〟と断言しているわけです。 ここで子安氏は、 彼の「国家神道」論の二つの核心の内の一つである「鬼神祭祀(神道)」は "本居宣長的な言説で

にも不可能な国家経綸的思想作業であった」と語っていました。 振り返ると、彼は自らの「国家神道」論のもう一つの核心である「天祖」概念の再構築についても、 「国学にも神道

は「ちくま学芸文庫」による)だったわけですが、そこで彼はこんなふうに言っていました。 子安氏の言説が世間に広がるきっかけになった書物こそ『「宣長問題」とは何か』(青土社、平成七年。なお描論における引用 ここまで来ると、どうしても問わなければならないのは、 ~ 「宣長問題」 とは何だったのか " ということです。

言及するとき、そこには常に宣長がいる」(「四頁)。「『宣長問題』とは、宣長に成立する〈神の言説〉が近代に再生す に、たえず再生する宣長の国学的言説の問題である」(二三頁)。「『日本』の自己同一性にかかわる形で日本人が自らに 「『宣長問題』とは、あえて簡潔にいってしまえば、ほかならぬ近代日本において自己〈日本〉言及的言説として強力 あるいは近代に再生しうるものとしてあることにあるのである」(四〇頁)。

(三三頁) だと見ていて、それが近代日本において「たえず再生する」ことが「宣長問題」だと「問題構成」してみせ この書物を書いていた時点では、子安氏は「宣長における自己言及的言説」を「近代日本の国家形成の核をなすもの」

長も含まれる― な供給者」、水戸学に吸収される国学的鬼神祭祀論は「既存の学者・知識人たち! 「国学にも神道にも不可能な国家経綸的思想作業」、水戸学こそ近代日本の国体論という「日本的イデオロギーの原型的 ところが、「国家と祭祀」の連載をはじめた途端、近代日本の宗教性・祭祀性の核をなす「天祖」概念の再構成は -とは異なった位相に成立する」などと言い始めたわけです。 -その中には彼 [無風] が師とした宣

う遺産」において、 子安氏は第八論文「『国家神道』という遺産―近代神社神道史の言説--」(『近代思想』平成十六年二月、以下「『国家神道』とい これでは、「宣長問題」は実は「近代日本にとって問題ではなかった』ということになってしまいます。 次のようにも言っています。

天皇制的国家と呼ばれ、昭和前期には国体論的イデオロギーに強力に装われた戦前日本の国家体制に対する批判は、 的関与を否定する戦後日本の国家原則を規定してきた。(傍線引用者、一五頁) 的な指示、いわゆる神道指令に始まり、日本国憲法の政教分離条項に法文化され、国家の神社や宗教的祭祀への公 国家神道批判は、戦前の天皇制的な祭祀的国家日本の制度的・イデオロギー的中枢に向けてなされた占領軍の解体 占領軍の日本民主化政策と重なりながら戦後日本社会の主流をなす批判的言説として展開された。その中核をなす

り、「宣長問題」は〝戦後日本においても問題ではなかった〟ということになってしまいます。 家神道の中核概念とは無関係とされてしまった宣長は、戦後日本の主流をなした批判的言説とも無関係ということにな 子安氏が言うように、戦後に主流をなした近代日本批判言説の中核が国家神道批判だったのなら、彼自らによって国

は否定してしまう、 これほど大きな自己否定の言説を私は他に知りませんが、それでは、 という事態に陥った原因は何だったのでしょうか。私はそこに、小林秀雄という巨大な存在の影を 子安氏が自ら設定した「宣長問題」を八年後に

小林秀雄著の『本居宣長』を、宣長に対する「代表的な近代の読み」であると考え、この作品が彼に「江

棄してしまったために、 「己れの側に作品として対象を再構成していく」こと自体に変わりはなく、それどころか、「徹底した内的な解読」を放 の構築を試みました。ところが、 が子安氏の認識でした。この小林の読みを克服するために、子安氏は「〈外部的〉な視点からする読み」(同前二 九頁) 戸思想の再考にあたって、方法的反省を主導し、そののりこえをたえず促した」(ff宣長問題」とは何かl 二一八頁)と書 てしまったわけです。 して対象を再構成していく」という作業で、それは「近代のテキストの読みの究極的なあり方を示している」というの います。その小林の読みとは「対象を作品としてとらえながら、その徹底した内的な解読を通して、己れの側に作品と *主観的な読み*、 "思いつき"や "思い込み"に堕してしまい、自らの作品相互の一貫性すらも保てない結果になっ 彼がいうところの「〈外部的〉な視点からする読み」は、要するに、その時々の単なる子安氏 "自分の問題関心にしたがって作品を再構成する"という子安氏の読みにしても、

五、宗教性・祭祀性の組み込みの探求はどうなったのか。

けです。 の術語(例えば、国家儒学、国家水戸学、国家徂徠学など)に切り替えれば、子安氏の語りにはまだまだ検討すべき価値のある問 氏の〝戦術〟の破綻を宣言して本稿を終わってもいいのですが、用語と中身の一致をそれほど重視しない人からは「他 家神道の問題」と呼ぶところの近代日本国家の宗教性・祭祀性が「神道的」なものであることを証明できていません。 のかを説明しなければならなかった、と書きました。ここまで書いてきたことから明らかな通り、子安氏は自らが「国 何なのかを明らかにし、次ぎにその祭祀性がどのようにして戦争との関連で近代日本国家の中に組み込まれていった 本稿の第一節で、私は、子安「国家神道」論が成り立つためには、まず子安氏が神道的だと考える宗教性・祭祀性と ということは、彼の問題関心を「国家神道」いう術語で表象するのは不可能だということになり、ここで子安 国学にも神道にも不可能で、宣長的でもなく、儒家的、水戸学的、 徂徠学的であったと繰り返し語っているわ

題提起が含まれているのではないか?」との疑問の声があがるかもしれません。

それが近代日本の戦争にどのような影響を与えたのか。これらの点についても、一応は、 る祖先祭祀の必要性はどのようにして戦死者祭祀の必要性へと転換され、どういう形で「天祖」概念と結びつけられ、 うにして近代日本国家の宗教性・祭祀性の中核に組み込まれたのか、また、同じく水戸学によって提起された国家によ があるでしょう。 てはちゃんと説明が行われているのか。具体的にいえば、水戸学によって再構築されたとされる「天祖」概念はどのよ 祀性がどのようにして近代日本国家の中に組み込まれて、それが戦争とどのように結びつけられていったのか」につい ならば、術語の適否を度外視しさえすれば、彼が証明しなければならなかったもう一つの側面、つまり「宗教性・祭 彼の言説を検討してみる必要

物言いを変えることによって本当に語らなければならないことを隠蔽したり、あるいは、 でした。むしろ、伊勢神宮や靖国神社をとりあげて饒舌に論じながら、時代を前後させて眩惑したり、前とは少しづつ かのように上手に読者に思い込ませたりといった、誠に巧みな《まやかしの語り》のテクニックが駆使されているだけ しかし、結論から先に言えば、連載後半の五本の論文において、それらの問題が誠実に探求されることはありません ここからはその辺の様子を、「天祖」概念と祖先祭祀とについて、それぞれ見ていくことにします。 あたかも既に語ってしまった

六、「再帰する始源の呪縛」における《まやかしの語り》

子安氏は伊勢神宮を取り上げています。これが彼がこのシリーズで「天祖」概念について語った最後の論考になりまし ていないのです。 た。しかし、きわめて饒舌に語りながら、よく読んで見ると本当に語らなければならないことについては、 連載第七回目の「再帰する始源の呪縛―伊勢神宮の現在―」(『現代思想』 平成十六年一月号、以下 [再帰する始源の呪縛])で、 何一つ語っ

て、昭和初期に流行した伊勢神宮の建築様式に日本的なものの原型を見ようする言説にしても事情は似たようなもので の水戸学が拠り所とした『日本書紀』にしても、編纂当時の都合に合わせて過去を再構成したものである。ひるがえっ 縛られ続けることになる。近代の伊勢神宮についての説明は、水戸学によって新たに始められたものにすぎないし、そ の新しさを隠蔽してしまう。そうすると、人々は再構成された過去(始源)に眩惑されて、いま新しく始まったものに たものを遠い過去に源を発するものであるかのように見せかける。これによって、新しく始まったものを正当化し、そ 言説」(同頁)である。いま新しく始まったものに合わせて過去を再構成し、その再構成された過去によって新しく始まっ 呪縛に政治家たちがなおとらえられ続けていることを意味している」(「七頁)。その呪縛とは「今に再生する始源をいう この論考の論旨はこうです。《主要な政治家がいまだに正月の伊勢神宮参拝を行っているのは「国家神道的な伊勢の

のです」と書いた理由を、四つの点から説明しましょう。 この論旨を押さえた上で、 私が「よく読んで見ると本当に語らなければならないことについては、 何一つ語っていな

像によって正当化させれていたのだ〟と言っただけでは、伊勢神宮が体現している近代日本の祭祀性と戦うために戦死 大神が合祀されたとか、そんな事実を指摘できるのなら話は別ですが、 になったとか、伊勢神宮や宮中三殿に国民の祖先や戦死者が合祀されるようになったとか、あるいは、靖国神社に天照 たという〝断言〟があるだけ、これらの問題については何も語られていません。それどころか、この論考以降も遂にそ について語らなければならないはずですが、この論考では、近代日本における国家神道の中心に伊勢神宮が位置してい れについては全く語られませんでした。例えば、戦死者祭祀も「天祖の教え」に発するという言説が広く流布するよう て言えば、何よりもまず、伊勢神宮は国民の祖先祭祀や戦死者の祭祀、近代日本の戦争とどのように関係していたのか、 *近代日本国家の宗教性・祭祀性とはどういうものだったのか*という当初の子安氏の問題関心に即し "伊勢神宮は近代になって新たに創られた古代

者を祀る国家の宗教性との連関を説明したことにはなりません。

法》が駆使されているにすぎないわけです。 あることを証明しようとするのではなくて、神道的であったのだという印象を読者に刷り込もうとする《まやかしの話 デオロギー」といった言葉がサブリミナル的に多用されています。つまり、近代日本の宗教性・祭祀性が「神道的」で 神道」「国家神道的」「国家神道的言説」「イデオロギーとしての神道」「神道主義的国家イデオロギー」「神道主義的イ 第二に、この論考においては、「天祖」概念についての「儒家的」という形容詞はもはや影をひそめてしまい、

ない゛あるいは〝忘れてしまう゛ように、読者を誘導していくわけです。 (『日本書紀』)、昭和初期 (ブルーノ・タウトの言説) と前後にめまぐるしく移動させているのですが、これによって、彼が本当 に語らなければならないのは、明治期における「天祖」概念と伊勢神宮や日本国との関係なのだということを 第三に、子安氏は、神宮について語る時代を、現代 (有力政治家の参拝)、大正 (大正二年の『御神徳記』)、幕末 (水戸学)、古代

「大祓詞」の主旨です。これはまさに、子安氏の議論があっちへ飛びこっちへ飛びしている内に、はじめの問題設定が どこかへ消えてしまう様子と非常によく似ています。 込み、それを息を吹き出す戸口におられるイブキドヌシという神様が地底の暗闇の世界へ吹き飛ばし、そこにおられる ツヒメという神様が罪を川から海へ持ち出し、それを渦潮が起こるところにおられるハヤアキツヒメという神様が飲み ハヤサスラヒメという神様が持ってさすらっている内になくしてしまう。こうして罪は消えてしまうのだ、というのが した。「大祓詞」によれば、人間の罪が消える神道的原理は次のようなものです。まず、速い川の瀬におられるセオリ この語りに付き合っている内に、私は「子安さんという人はとても〝神道的な人〟なのだなぁ」と思うようになりま

と繰り返し主張しているのですが、どうしてそういうことになるのかの理由については何も説明していません。 いま新しく始まったものに合わせて過去を再構成してみせると人々はその始源に呪縛されるよう

彼がやっているのは、それを自明のことと捉えた上で、ただ「始源の古型という原型は存在するわけではない」(三五頁)、 元の古い形などというものは本来ないのだ、それは後世人の想像または創造にすぎない、と実態暴露的な言説を展開し てみせているだけなのです。

なかった、というわけです。 明の必要を感じなかった、ということらしいのです。自己の似姿を他人に投影しているが故に、そこに何の疑問も感じ もそのような言動をするものであり、それに大衆は欺かれるものなのだと思い込んでしまい、この判断について何ら証 子安氏自身が自らの必要にしたがって実体のない概念を構成してみせて読者を呪縛しようとする人であるが故に、他人 心にしたがって構成される概念である」(二六頁)という語りとの驚くべき類似性から推し量ることができます。 の上にたどられるような実体的な概念として考えてはいない。それは近代国家日本の存立のあり方をめぐる私の問題関 で彼が語った「私はこれ[国家神道]を近代史上に何らかの実体的な基礎をもった、すなわちその成立が制度史的年表 はない。復元的志向が作り出すもとの形である」(二五頁) という彼の言葉と、第一論文の「国家神道の現在」の終わり 感じなかったのでしょうか。その理由は、「再帰する始源の呪縛」における「始源の古型という原型は存在するわけで なぜ、子安氏は彼の立論にとってもっとも大切な「人間は始源の言説に呪縛される」との根本命題を証明する必要を つまり、

第五○○号、平成十六年四月、九九頁)。 問を持たなかったのもある意味では当然かもしれません (桂島 「民衆宗教の宗教化・神道化課程―国家神道と民衆宗教--」 「日本史研究」 さらに、桂島宣弘氏のように、確かに子安氏の言説に魅せられてしまう人がいるわけですから、その自明性に彼が疑

とは考えていない人もいるのです。例えば、故坂本多加雄氏は「伝統の維持とは、それまでの形態の本質と思われる部 ついでに言えば、子安氏は「今のはじまりは始源の再生によって隠される」(「再帰する始源の呪縛」 二四頁) と主張してい 伝統の尊重を主張する人々(子安氏に言わせれば「歴史見直し論者」)の中には、古型をそのまま維持するのが伝統だ

立つ人々にとっては、今のはじまりを隠す必要などさらさらないわけです。 都市出版、平成七年十月、一五四頁)と述べています。実は私も坂本氏に同感する者の一人なのですが、このような伝統観に 分を、その都度、解釈を通して確認して、新たな形を与えて、その活性化を図ることである」(『象徴天皇制度と日本の来歴』

とによって本当に語らなければならないことを隠してしまうのは、子安氏自身の語りの本質でもあるわけです。 「何かを語ることによって何かを隠そうとしている」というのは子安氏お得意の語り口の一つですが、饒舌に語るこ

七、「天祖」不在の「教育勅語」

されていたという事実を、それとは知らずに指摘してしまっているのです。 否定〟の語りという観点に則して言うと、むしろ彼は、「天祖」概念の直接的な組み込みは明治国家によって実は拒否 子安氏は肝心なことについては何も語っていないと繰り返してきたわけですが、 本稿のタイトルである

彼は第二論文「『天祖』概念の再構築」で次のように書いています。

我ガ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ済セルハ、是レ我ガ国体ノ精華ニシテ、教育ノ淵源明治二三年(『八九〇)に『教育勅語』は「朕惟フニ我皇祖皇宗、国ヲ肇ルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。 亦実ニ此ニ存ス」と説いていく。ここでなされる皇祖皇宗の肇国の始めに遡ってわが臣民的統合の美をいう国体論 的言説は、その修辞とともに、まさしく『新論』あるいは水戸学が説き始めたものである。(傍線引用者、三二頁)

宗」という言葉を用いています。子安氏が「新たな国家経綸的言説を可能にする漢語『天祖』」(同前三七頁) 子安氏が思い込んでいるように「教育勅語」が『新論』あるいは水戸学の言説を引き継いだものであるならば、「教育 ノ淵源」は「天祖」でなければならないはずです。ところが、「教育勅語」は「天祖」という言葉を用いずに、「皇祖皇 「天祖」が「教育勅語」では用いられていない、 という事実は無視できないはずです。 の再構築を

も両者を同義だということはできないことが分ったはずです。 何故言葉が変えられたのかー 少なくとも、なぜ「天祖」ではなく「皇祖皇宗」なのか。「天祖」と「皇祖皇宗」とは同義なのか。同義だとすれば -などについて考えてみる必要はあったでしょう。そして、少しでも調べてみれば、とて

三年六月の書簡で「勅語ニハ敬天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ」と書いています。 「教育勅語」起草の中心者が井上毅であったことは今更言うまでもないでしょうが、 彼は山県有朋に宛てた明治二十

ありませんでした。 定教科書は、確かに神武建国から記述がはじまっており、「天照大神」「三種の神器」「天孫降臨」などといった項目は たる「小学校教則大網」では、日本史は神武建国から教え始めることになっており、それに沿って編集された当時の検 す (稲田正次 【教育勅語成立史の研究】 講談社、三四五頁)。 事実、明治二十四年に文部省が定めた、今日の「学習指導要領」に当 意味は、『皇祖=天照大神、皇宗=神武天皇』ではなく、『皇祖=神武天皇、皇宗=歴代天皇』であるとも述べていま さらに、井上哲次郎が起草した「教育勅語」の解説書案に対する意見の中で、「教育勅語」における「皇祖皇宗」の

的に排除されてしまっているのですから。 可能」にしたなどとはとても言えないわけです。なにしろ、「天照大神」も「儒教的な天」も「教育勅語」からは意図 成立史を少しでも調べてみるならば、少なくとも「教育勅語」を根拠にして「天祖」概念が「新たな国家経綸的言説を 付会しながら成立する日本的な漢語概念である」(「「天祖」 概念の再構築」 ニ七頁) と述べていたわけですが、「教育勅語」 の 子安氏は「『新論』をはじめいわゆる後期水戸学における天祖の概念は、皇祖天照大神に儒教的な天と祖考の観念を

で「開国」「肇国」の「神祖」「太祖」あるいは「祖宗」という名で〝始源〟として頻繁に言及されているのは初代の神 武天皇であって、「天祖」天照大神への言及はたった一カ所しかないという事実にも気付いたはずです。 そして、このような問題意識で伊藤博文の『憲法義解』(帝国憲法の他に皇室典範についての解説も含む) を読むならば、そこ

憲法や皇室典範が依拠している。始源。は天照大神ではなくで、神武天皇なのです。

大神を始祖とするなら、「皇統は男系に限り」とは、とても言えず、かえって「そもそもは女系だった」ということに ます。ここにおける「祖宗」が天照大神を指すのではなく、神武天皇を指すことは論を待たないでしょう。女神の天照 なってしまうからです。 皇位の継承は祖宗以来既に明訓あり。(中略)皇統は男系に限り女系の所出に及ばざるは皇家の成法なり」と解説してい 一条に「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス」とあることについて、義解では「恭みて按ずるに、 このことは、「大日本帝国憲法義解」よりも「皇室典範義解」において一層はっきりと現れています。皇室典範の第

引用し、さらに、 「神祇的国家の定型的な言説」だとして、明治二十三年に全国の神職有志が帝国議会に提出した神祇官再興の陳情書を してしまっている例がもう一つあります。それは、第二論文「『天祖』概念の再構築」において、「天祖」に依拠する さて、子安氏が、「天祖」概念が明治国家にそのまま組み込まれたわけではないことを、それとは意識しないで指摘 その「原型」として、明治三年の「大教宣布の詔」を引き合いに出していることです。

安氏は、明治国家には遂に受け入れられかった運動の言説の中に、明治国家の「定型的な言説」を読み出そうとしてい をあげて「神祇官興復運動」に取り組んだにもかかわらず、神祇官が再興されることはありませんでした。つまり、子 に用いられた言説だけは、政府の採用するところとなったと言いたいのなら、もっと別の証拠を挙げるべきでしょう。 るわけで、これは無理というものです。もしも、「神祇官興復」は実現しなかったが、神祇官の再興を正当化するため したのが、彼が言及している陳情書です。そして、これまた言うまでもないことですが、明治二十年代に神社界が総力 る始源の呪縛」一六―一七頁)。 言うまでもなく、明治二年七月に再興された神祇官は、明治四年八月に廃止され、その再興を願って神職有志が提出 子安氏が「天祖」概念の使用について最後に引用しているのは、大正二年刊行の『御神徳記』なる文献です(「再帰す しかし、これについても、「大日本敬神会」という団体から刊行されたものであることが「註」

重要性を持っているのかなどについては何も語られていません。つまり、文献批判が全く行われていないわけです。 に書かれているだけで、その団体が明治国家の中でどのような位置にあった団体なのか、この書物がどの程度の社会的

想史といえども歴史学という学問の一分野なのでしょうから、このような方法でも学問的な価値は認められる、 によって構成されるものなのだと明言していたわけですから、そうなるのは当たり前と言えば当たり前なのですが、 れが子安氏の語り方です。当初から彼は、自分の語りは歴史上に実体的な基礎をもったものではなく、自分の問題関心 や文書に書かれている主張を、自らの主観のみを頼りに読み出し、その読みを根拠に自説を正当化しようとする-わけにはいかないでしょう。 ここに端的に現れているように、歴史的な文脈や全体状況を度外視して、文献批判もせずに、任意に取り上げた書物

八、「『国家神道』という遺産」における忘却と自己否定

子安氏は、第八論文「『国家神道』という遺産―近代神社神道史―」(『現代思想』 平成十六年二月号、以下「『国家神道』という遺産]) でようやく明治へと帰ってきました。ところが、ここでもまた、肝心なことは何も語らずに、新たな〝自己否定〟の語 りを展開しているのです。 第七論文「再帰する始源の呪縛」において、「天祖」概念を、現代・大正・幕末・古代・昭和初期と持ちさすらった

関係における公的な概説書」(『六頁)であると規定しています。『近代神社神道史』は「祭祀的国家の理念を帝国憲法に 解であったとして提示する](1八頁)ことによって、「戦後の新憲法のもとであっても『祭教分離』の法理論は十分に成 適合的な、すなわち『政教一致』ではない『祭政一致』の国家理念として再構成し、これこそ帝国憲法時代の一般的理 はじめたことです。その根拠として、彼は神社新報社編『近代神社神道史』を取り上げ、この書物を「現在の神社神道 それは何か言えば、「『国家神道』は神社神道人によって正の遺産として継承されようとしている」(三五頁)と主張し

新たな文化論的、民族論的言説を現代の日本社会に向けて発信している」(三五頁)というのです。 立しうるものである」(『九頁)と言っている。このような言説によって、神社神道人は「遺産【国家神道』を継承する

頁)などと言っていたはずです。 生への道筋が開かれることが願われるのだ」(ヵ頁)とか、「国家神道の現在とは、神道的国教の理念の近代における挫 折の確認の上に、『国民宗教』としての神道的国教の再生が神道家・神道史家らによって語られる時としてある」(「五 なった失敗の確認である。失敗の確認によって、そこに負わされた過大な負の評価が洗い直され、障害のない復権的再 覚えている者にとっては信じられないような変説です。彼はそこで「[国家神道の] 見直しとはここでは成立させそこ これは、第一論文「国家神道の現在」における国家神道見直し論者に対する罵詈雑言とも言えるような激しい非難を

ものを「正の遺産として継承しようとしている」などと言い出したわけですから、誰が聞いても驚くでしょう。 活させようとしていると主張していたにもかかわらず、第八論文では、それに反して、神社神道人は「国家神道」 第一論文では、神社神道人は「国家神道」を挫折として描き出すことによってそれ以前の「神道的国教の理念」を復

しています。 単純で、ちゃんと先行研究を調べ、学説の変遷を理解してから自説を考えるという極初歩的な作業を怠ったことに由来 神社神道人側の矛盾にすりかえようとしていますが、そんな問題ではありません。彼の議論が矛盾してしまった原因は 彼は自らの説の矛盾を、「神道人によるアムビヴァレントな評価」(「国家神道」という遺産」二四頁)などという言い方で、

に依拠して、現在の神社神道人の意図、 子安氏は、まず第一論文「国家神道の現在」において、昭和六十二年刊行の葦津珍彦著『国家神道とは何だったのか』 国家神道の現在を論じ直したらしいのです。 ようやく神社新報社編『近代神社神道史』の存在を知り、 国家神道の現在を論じたわけですが、第八論文「『国家神道』という遺産」を あわててそれを読んで、現在の神社神道人

も前のものだということに気付かなかったのです。 から知った文献をあわてて読んだために、『近代神社神道史』の記述が『国家神道とは何だったのか』よりも十年以上 張する際に根拠としている部分の記述は初版以来変わっていません。つまり、彼は基本的な文献収集を怠り、 版は昭和五十一(「カセース)年であり、彼が神社神道人は「国家神道」を「正の遺産として継承しようとしている」と主 これだけ見れば葦津氏の『国家神道とは何だったのか』と同時代の書物に見えますが、実は、 『近代神社神道史』について、子安氏の「註」には「(増補改訂版、神社新報社、一九八六)」(三五頁) とあ 『近代神社神道史』の初 しかも後

れてきた、というだけのことなのです。それが、時間軸を逆行している子安氏には〝アムビヴァレントに見えた〟だけ 制についての事実認識が深まった結果、神社神道界においてもそれを単純に理想化することはできないという議論が現 子安氏が「神道人によるアムビヴァレントな評価」などといっていることは、研究の進展によって戦前の祭政一致体

(三三頁) という事態が生まれたのは、第一に「仏教側の戦略的言説の意図せざる結果である」(三三頁) と認めてしまって 国家と同一化した祭祀的神道(国家神道)を承認し、それに服属する宗教という国家内の位置を仏教等に規定していく」 いることです。 本の成立過程は、国内的には国家の政教関係をめぐる激しい言説的抗争の過程であった」(二〇頁) とした上で、 り込まれているのですが、あと一つだけ例をあげておきましょう。それは子安氏が「私がいう天皇制的な祭祀的国家日 ところで、「『国家神道』という遺産」には、この他にも細かく見ていけばまだまだ『自己否定』の語りが色々と織 「天皇制

的祭祀体系として制度的・国家イデオロギー的に再編成することでなった」(傍線引用者、「九頁) などと言っていますが、 る万世一系の天皇に『祭政一致』の根拠をもちながら、国家の側に神宮・神社を純神道的祭祀体系として吸収し、国家 この第八論文で彼は、「天皇制的祭祀国家体制」は「『祭祀』と『統治』の両まつりごとの最高の祭祀者・統治者であ

的言説」(外部からする「神道非宗教」論)が第一因となったという事実は重大です。 維持していたならば、「国家的祭祀体系として制度的・国家イデオロギー的に再編成する」にあたって、「仏教側の戦略 題関心を完全に忘れてしまっているかのようです。彼が「どのように成立させたか」という側面についての問題関心を ここでは第一論文にあった「日本が近代国家としてその宗教性・祭祀性をどのように成立させたか」(『云夏)という問

面までも含めた宗教性・祭祀性を指して「国家神道」などと呼ぶのは不可能です。 作され、支えられる祭祀体系を指して、「純神道的祭祀体系」などとは言えないでしょう。まして、イデオロギー的側 うです。「宗教」や「神道」が神道と仏教の相互主張や抗争の結果として生まれたイデオロギーなら、 係をめぐって相互に主張し、抗争する言説が作り出していくのである」(「「国家神道」という選産」二三頁)とも言って が、これについては他人の説を鵜呑みにしているだけなので、自分が何を言っているのか自分でも理解できていないよ 子安氏は「『宗教』が何か、『神道』が何かとは、辞書的な概念構成によって作りだされるのではない。近代の政教関 それによって造

げているものの中には、水戸学的言説も篤胤的言説もまったく登場しないということです。彼らの言説は一体どこへ行 てしまったのでしょうか。 そして、もう一つ重要なのは、制度的・イデオロギー的再編をめぐって相互に主張し抗争する言説として子安氏が挙

九、「神道と近代宗教学」おける《まやかしの語り》

はさすらい出てしまい、ここでもまた例の《まやかしの語り》を積み上げていきます。 代宗教学―神道は国民的宗教なり―」(「現代思想」 平成十六年三月号、以下「神道と近代宗教学」)では再び大正・昭和へと子安氏 第八論文「『国家神道』という遺産」においてようやく明治について語りはじめたのも束の間、第九論文「神道と近

子安氏はこの「神道と近代宗教学」では、比較宗教学の立場から「神道」概念の近代的構成につとめた加藤玄智を取

その加藤の著作の内容を紹介した後、この論文の終わりで次ぎように主張しています。 を解決する道として、 り上げています。加藤は、小学校における神社参拝などが大正時代になってから問題化した所謂「神社対宗教」の問題 神社非宗教論を放棄して神社を「国民的宗教」と認めるべきだと主張した人物です。子安氏は、

上にある。あたりまえの国家の国民宗教(市民宗教)論として。(二三十二四頁) 神道(神社)をいかに現代日本国家との結びつきにおいて再定義し、再構成するかに現代神社神道人の課題と願望 があるとすれば、その要求に答えるものとして加藤の「国民的宗教・神道」概念はすでに再発見されて彼らの言説

つまり、現代の神社神道人は、加藤玄智の理論を利用して、「国家神道」を「国民宗教」として復活させようとしてい というわけです。

ないと思います。 この説の移り変りを、「正」「反」「合」の弁証法的展開だと読むことは、私にはとてもできません。単なる混乱でしか 学」になると、それも覆されて、復活が意図されているのは「神社 (神道) 非宗教」論に支えられた「国家的祭祀体系」 を否定して創出された「国家的祭祀体系」(国家神道)がそれだと言い換えられました。この第九論文「神道と近代宗教 いう「排他的・抑圧的言説」を展開した加藤玄智流の「国民的宗教・神道」(三四頁)がそれだということになりました。 たる「国家神道」ではなく、「神社(神道)非宗教」論を否定して神社(神道)を宗教と認め、仏基二教に優越するなどと 望んでいるものだとされていました。ところが、第八論文「『国家神道』という遺産」になると、「神道的国教の理念」 第一論文「国家神道の現在」においては、維新初頭に輝いた「神道的国教の理念」こそ、現代の神社神道人が復活を

にして近代日本国家の宗教性・祭祀性の中核に組み込まれたのか」また「『天祖』概念はどのようにして戦死者祭祀や 戦争と結びつけられたのか」という問いに対する答えが出ました。子安氏は、それについて、遂に何も語れなかったと ここまで読み進めて来て、ようやく第五節で掲げた「水戸学によって再構築されたとされる『天祖』概念はどのよう

いうことです。

のように成立させたか」という課題について、証拠と論理に基づいて整合的に語ることが結局はできなかったというこ 的イデオロギーの原型的な供給者」であるとした水戸学から説き始めた「日本が近代国家としての宗教性・祭祀性をど を否定しようとする加藤の説にしても、水戸学や篤胤学との関連は何ら触れられていません。子安氏は、自らが「日本 そこで語られた「神社非宗教」論の出現過程にしても、さらにこの「神道と近代宗教学」で語られた「神社非宗教」論 さまざまな時代をさまよった挙げ句、ようやく「【国家神道】という遺産」で明治について語りはじめたのですが、

ですが、それを要約すると次のようです。 の宗教学的新研究』です。それを昭和十三年一月刊行の『神道精義』で補足するという形で加藤の説を紹介しているの ところで、この「神道と近代宗教学」で、子安氏が依拠している加藤玄智の主な文献は大正十一年五月刊行の『神道

のであろう。それはまさしくイデオロギーとしての国家神道の宗教学的表現であった。」(三頁)》 る 「国家的神道」の記述は、「近代天皇制国家日本の宗教学的記述が昭和前期日本にはっきりと成立したことを示すも 「国家的神道」を「国体神道・神社神道」とに分節化して語った。「我が国体そのものが直ちに神道の真髄」であるとす 分なものとして記述している。そして、『神道精義』ではっきりと日本の『国民的宗教が国家的神道』であると規定し、 《加藤は『神道の宗教学的新研究』では「国家的神道」という言葉こそ使っていないが、神道を日本の国家組織と不可

加藤の業績を語る上で本当に重要なのは、「国家的神道」の概念そのものを生み出したことであり、 昭和初期に宗教学的表現を与えたことだったのだとの印象が、読者の脳裏に刷り込まれるようになってまず。他方で、 ここでは誠に巧みな語りによって、加藤玄智がやったことは、以前から存在した「国家神道」イデオロギーに対して、 当時の現実を説明したものでもなく、現実を批判して理想論を展開したものであったというこ しかもそれは新説

とが巧妙に隠されてしまっているのです。

無視する。こうした語りは、やはり《まやかし》としか言えないでしょう。 尊崇や天皇尊崇しか教えられてないという彼の認識を前提とした現実批判の言説だったにもかかわらず、 在していたかのように語り直す。神道を宗教だとする加藤の主張は、現実の学校現場では唯物論者でも実行できる祖先 彼はまだ「国家的神道」という概念に到達していなかったということを意味しているのに、その事実を軽んじる。「国 家的神道」は、加藤が既に語っていた「国体神道」と「神社神道」とを後から結合して構成した概念なのに、「国家的 『神道の宗教学的新研究』で「国家的神道」という言葉が使われていないということは、大正十一年五月の時点では 「国体神道」と「神社神道」とに分節化して語っているなとど、あたかも「国家的神道」の概念の方が先に存 その点を全く

十三年刊行の『東西思想比較研究』まで遡ることが明らかになりました(鳥薗進・高橋原・前川理子監修『シリーズ日本の宗教学③・ e Keligion of Japanese Nation 加藤玄智集・第9巻・論文集』「解説」クレス出版、平成十六年六月、三四頁)。 「国家神道」という幻想』(PHP研究所、平成十五年二月)において、それは昭和元年刊行の'A STUDY OF SHINTO Th という術語を用いはじめたのかについて、私は拙著『近代政教関係の基礎的研究』(大明堂、平成九年四月)や『「現人神」 ることができる、という認識にいたってはいなかったことは既に述べました。それでは、彼がいつから「国家的神道」 究】の段階では、まだ加藤は「国体神道」と「神社神道」の両方を合わせて、それを「国家的神道」という術語で捉え 少し話はそれますが、ここで従来の私の説を一部訂正しておきたいと思います。大正十一年の『神道の宗教学的新研 からだったと述べてきました。ところが、その後の前川理子氏の調査によって大正

デオロギーとしての表現を与えたなどというようなものではなくて、まさに「国家神道」概念は、 入ったのです。この新しい始まりを、子安氏の語りは隠蔽しようとしているわけです。 話を元にもどしますと、要するに、加藤の説は、すでに実態として存在していた「国家神道」に対して、宗教学的イ 加藤によった存在に

新たなはじまりを暴き出そうとする試みこそ、まさにそれだからです。 ることが「葬り去ろうとする」などという言葉で否定できるものならば、 頁) との批判を加えていますが、このような批判の仕方は自殺行為というべきでしょう。 「虚像としての『国家神道』の産みの親を加藤に見出して、虚像『国家神道』とともに加藤を葬り去ろうとする」 (三四 「国家神道」の加藤における始まりという認識こそ、二つの拙著のポイントなのですが、それに対して、 子安氏の「国家と祭祀」における一連の言説、 ある概念の産みの親を指摘す

十、「饒舌な生者」としての子安氏

に語っているのかの検討です。 概念と結びつけられ、それが近代日本の戦争にどのような影響を与えたのか」という問題について、子安氏はどのよう て提起された国家による祖先祭祀の必要性はどのようにして戦死者祭祀の必要性へと転換され、どういう形で『天祖』 本論の第五節で私は、「天祖」概念についての検討の他に、祖先祭祀についても検討すると言いました。「水戸学によっ

ろから結論が出ています。その結び付きについては何も語られていない、ということです。 この内、「どういう形で『天祖』概念と結びつけられたか」については、すでに「天祖」概念について見てきたとこ

これについても予め結論を言えば、 本の戦争にどのような影響を与えたのか」の二点について、子安氏が何を語っているのかを見ていくことにしますが、 そこで、本節からは「祖先祭祀の必要性はどのようにして戦死者祭祀の必要性へと転換されたのか」「それが近代日 彼は何も語れていません。それでは、 肝心な二点を避けて彼は何を語っているので

平成十五年十二月号、以下「沈黙する鬼神」)と 最終第十論文 「戦う国家と祀る国家―国家の連続性と祀り―」(『現代思想』 平成十六 子安氏が戦死者の祭祀について語っているのは、第六論文「沈黙する鬼神と生者の饒舌―靖国の現在―」(『現代思想』

「沈黙する鬼神」から見ていきましょう。 以下 『戦う国家と祀る国家』)、それにこのシリーズをまとめて平成十六年七月に単行本化された『国家と祭祀―国家 「あとがき―誰が死者を祀るのか―」(以下「あとがき」) においてです。そこで彼が何を語っているのか。

であったと語ることです。 たその他の犠牲者とに選別する施設であると見なすこと。もう一つは、その選別を可能にしたものこそ『新論』の言説 この「沈黙する鬼神」の要点は二つです。一つは、靖国神社は戦争犠牲者を、国のために斃れた英霊と、無駄死にし

第一の論点についての子安氏の言説は次のようなものです。

(九頁) なのだが、その「一定の歴史解釈」は「帝国の挫折とともに挫折せざるをえないのである」(二三頁)。》 ない日本の戦争 [大東亜戦争] が、アジア諸民族の植民地からの解放をもたらした」(二一頁) という「一定の歴史解釈」 「手前勝手ともいいうる歴史解釈を必要とする」(二O頁)。それが日露戦争までの「帝国の栄光」と、「自衛のための余儀 (|二頁)。このように「英霊として死者を選別し、祭神として祀るにはともかくも歴史解釈と歴史観を必要としている」 『国のため』の英霊として祀りながら、その戦争の災禍にまさしく難死した数え切れない銃後の民をただ無駄死にして ではない」(ヵ頁)。靖国神社はすべての戦争犠牲者を祀らないどころか、「戦争行動を促し、それを推進したA級戦犯を れた死者たちを祭祀する施設として靖国神社がある」(カ、頁)。しかし「英霊と呼ばれる死者たちはすべての戦争犠牲者 しまう」(「〇頁)。 《「近代日本国家の形成時から日本の敗戦にいたる過程で国家の主権行使としての戦争による公的犠牲者として認定さ 靖国神社の祭神の背後には、祀られない戦争犠牲者が「無数に、そして無視されて存在している」

まま「一定の歴史解釈」を全否定する根拠にはなりえません。その批判に手をつける前に、もう一つの論点についての 国少年の挫折感の大きさが確かに見てとれます。しかし、子安少年の挫折感が如何に大きかったとしても、それがその この子安氏の言説には、大東亜戦争の敗戦によって、それまでのすべてが無意味なものに見えてしまったかつての軍

彼の言説も見ておきましょう。

「鬼神を論じることは儒家言説の重要な主題であり、まさしく鬼神とは彼らの言説上に存在するものである」「鬼神が有 ないことを意味している。鬼神 (祖霊) は儒家の言語を住処としてきたのである。」(二三頁) 》 るといえば、それは儒家言説上に存在するのであり、鬼神が無いと言えば、それは儒家言説上にすでに主題的に存在し 《鬼神はどこに住むのか。それは「まず何より人間の語る言語であり、もう一つの住処は人間の作る建物だ」(二三)。

れて存在」する戦争犠牲者も、儒家言説上の鬼神と同様に、子安宣邦という人物によって、意味を与えられたり、 れたりする言説上の存在、すなわち、 のではない、ということになります。そうなると、子安氏の言う「無駄死」にした「銃後の民」も、「無数に、無視さ 儒家の言葉の中にしか存在しないものなのだ、というのです。ということは、子安氏にとって、死者の霊は実在するも 要するに、鬼神(祖霊)というのは、儒家が政治支配を円滑に行うために生み出した実体のない架空の観念であって、 彼の問題関心によって構成された架空の観念にすぎないということになってしま

子安氏は「戦う国家と祀る国家」において再び戦争犠牲者に言及して次のように言っています。

るかにこえている。それは英霊という国家の意味づけ自体を問い返すような数字である。ましてやこの国家によっ はない。靖国の祭神数、ことに大東亜戦争の二、一三三、八二三柱という祭神数は護国の英霊という意味づけをは 家が問い返された、あるいは問い返されねばならなかった時代である。死者の玂は無意味に積み重なっているので て祀られない死者たちが、そんな国家の連続を願うことはない。二〇世紀とはこうした無数の死者たちによって国 連続をいう言説がイデオロギー的な虚説にすぎないことは明らかである。国家によって殺され、国家によって決し 沖縄戦ばかりではない、国内外の無数の祀られない死者たちから考えれば、「日本人の心」を騙って国家と靖国 て死に至らしめられた内外の無数の祀られない死者たちにとっては、靖国の存在自体が欺瞞であるだろう。

祀るとは何か、その死者たちは問うているのである。(四四一四五頁)

デオロギーを正当化するために呼び出された言説上の存在に過ぎないのです。 戦うこととともに差別的で排他的な自己中心的な行為である」(「戦う国家と祀る国家」四五頁)と断じてはばからない彼のイ たり゛〝問うたり〟しているのは子安氏自身です。子安氏が依拠する死者たちもまた、「国家が祀ることとは、 実在しない死者の霊が "考えたり、 "願ったり。 "問うたり"することはありえません。ここで "考えたり" 国家が が願っ

身が、大東亜戦争の敗戦によって全ての意味付けが不可能になったという「一定の歴史解釈」に基づいて、戦死者に対 み出している「饒舌な生者」の一人に他ならないのです。 して「無意味」という意味付けを行う「生者の特権」を行使するところの、「騒音と臭気」(『沈黙する鬼神] 一四頁) とを生 このように文脈をたどってみれば明かなように、靖国神社を死者を選別する施設であるとして非難している子安氏自

で、同じ人類に属するはずなのに、子安だけが人間の語りに課せられた制約を超越しているなどということは、少なく らの言説は「普遍的な真理」であることが暗黙の前提となっているようですが、歴史見直し論者と同様に、神ならぬ身 ません。子安氏自身の頭の中では、歴史見直し論者の言説のみが「一定の歴史解釈」による語りであるのに対して、自 どと書いていますが、これまた、極めて一面的で、 とも私には信じられません。 「なぜ本土決戦は回避されたのか。沖縄が本土決戦に代わるものをより凄惨な形でしてしまったからである」(四四頁) な 彼は「戦う国家と祀る国家」で「かつて日本人は天皇のために自己を犠牲にし、他国民を殺したのである」(四三夏)、 しかも、極度に単純化された「一定の歴史解釈」による語りにすぎ

十一、言葉によるごまかしと事実の探求の放棄

「沈黙する鬼神」において、子安氏は「戦争による公的犠牲者として認定された死者たちを祭祀する施設として靖国

国家が戦うこととともに差別的で排他的な自己中心的な行為である」と言い換えています。 とされ、「無視されて存在している」と言っていました。「戦う国家と祀る国家」では、それを「国家が祀ることとは、 神社がある」とした上で、それは「死者を選別」する施設であり、その選別から洩れた死者たちは、国家から「無駄死

が直ちに明治国家が西郷を無視したことになるのでしょうか。それでは、明治天皇も建設のために金一封を出された上 野公園の西郷像は何なのでしょうか。 「無視」されたりすることなのでしょうか。例えば、西郷隆盛は確かに靖国神社の本殿には祀られていませんが、∼それ これは本当でしょうか。靖国神社に祀られないということは、すなわち、国家から「無駄死」の烙印を押されたり、

霊施設を建設したり、仏式で慰霊行事を執り行ったりした例は少なくありません。 と非難する人もいますが、だからと言って敵兵の死者が無視されていたわけではありません。日本軍が現地で敵兵の慰 在します。例えば、東京都墨田区にある仏式の東京都慰霊堂などがそうです。靖国神社には敵兵が祀られていないなど 西郷のような有名人ばかりではありません。全国各地には、一般国民の戦争犠牲者を悼んだ公的慰霊施設が数多く存

や行事については考えてみようという発想すら浮かばなかったのでしょう。これが「国家神道」という術語がもつとこ て祀ってきた」(「国家神道の現在」「六頁)との先入観があると思います。この先入観のために、神式以外の慰霊顕彰の施設 う根本には「国家のための死者を国家はその永続性をもたらす礎として祀るのである。近代日本国家は神道的祭祀をもっ 想ゲームにすぎないことが分かります。戦争犠牲者についての子安氏の議論が事実を無視した連想ゲームになってしま ろの落とし穴なのです。 このような事実に照らしてみれば、英霊祭祀=死者の選別=差別=無視・無意味化などとはとても言えず、単なる連

の戦争にどのような影響を与えたのか」の二点について、子安氏は何も語れていないと言いましたが、 私は前節において「祖先祭祀の必要性はどのようにして戦死者祭祀の必要性へと転換されたのか」「それが近代日本 もう少し正確に

語れていないのに語ったかのように見せかける努力はしているのです。

を引用した後で、次のように言っています。 して憑るところ有りて以てその神を安んぜしめ、生者をして死して帰するところ有るを知りて、 「沈黙する鬼神」で、再び鬼神祭祀に関する『新論』の一節「故に祀礼を明らかにし、 以て幽明を治め、 その志を惑はざらしむ」

ていく。祭祀する国家を語り出す言説とは民に死に場所を与えていく言説でもある。祭祀する国家は祀られる護国 の鬼神とともにこの政治神学的言説の上に作り出されていったのである。 危機の政治神学は死に場所・生き場所を見出すことで安心をえられた民たちの国家への心を一にした統合を語っ

等国」を自称しえた帝国こそ戦場に果てた万余の死者たちを護国の鬼神として語り得たのである。(一四頁) 界の一等国となれり」と『御神徳記』で護国の鬼神を讃えたのは大正二年(「九二三)である。まさしく「世界の一 「生きて国家の干城となり、死して護国の神となる。吁此の神霊の擁護によりて、帝国の地位は益々向上して世

を与えていく言説でもある」などと解釈を拡大・抽象化し、「護国の英霊」ならぬ「護国の鬼神」という言葉を創作し の神」をさりげなく「護国の鬼神」にすり替えるといった念の入れようです。 て、祖先祭祀と戦死者祭祀、「鬼神」と「英霊」との同一化を企てているのです。しかも、『御神徳記』にあった「護国 います。ところが、『新論』と大正二年の『御神徳記』との関連を語り出した途端に、『新論』の言説は「民に死に場所 る鬼神」でも、前の方では、「祖先祭祀の伝統をふまえていえば、鬼神とは祖霊である」「鬼神 (祖霊)」(二三頁) と言って ようとするもの、具体的には「祖先祭祀」による「人民の統合」を説いたものと語っていました。第六論文の「沈黙す 第三論文「祭祀的国家の理念」における引用では、子安氏は先の『新論』の一節を「人民死後の安心」の要求に応え

の思想的展開を追うことによって明らかにすべきものなのですが、恐らくそのような思想の展開を歴史的に証明するこ 「祖先祭祀の必要性はどのようにしで戦死者祭祀の必要性へと転換されたのか」という問題は、本来、『新論』以降

転換させているわけです。極めて巧みな言葉の詐術と言えるでしょう。 「護国の英霊」ならぬ「護国の鬼神」という言葉を創作すことによって、 とができなかったのでしょう。子安氏は「人民死後の安心を与えること」を「民に死に場所を与えること」に読み変え、 彼の言説上だけで祖霊祭祀を戦死者祭祀へと

十二、戦争とは無関係な「英霊祭祀の衰退」

ズの締めくくりの場面でこのことに言及したのは、恐らく、大戦がもたらした大量死によって「戦没者祭祀と男らしさ 成十四年)に基づいて、第二次大戦後のヨーロッパ諸国における「英霊祭祀の衰退」について述べています。一連のシリー 張を補強したかったからでしょう。 よって、国家による戦争犠牲者の公的顕彰は「もはや偽妄としてしかありえない」(「あとがき」 二 七頁) とする自らの主 や国民的栄光との公的な結合は断ち切られ」て、「死者への哀悼が全面に現れた」(三六頁)と主張するモッセの言説に 子安氏は「あとがき」において、ジョージ・L・モッセ著『英霊―創られた世界大戦の記憶』(宮武実知子訳、柏普房、

して、 個人が手で触れて敬意を表するためにある」(三七頁)のだそうです。 ただ、長すぎるほどの死者の名簿が背の低い黒い壁に刻み込まれている。名簿は公的な顕彰を目的とするものではなく、 子安氏はモッセに依拠して、英霊祭祀の衰退という第二次大戦後の変化の「最終的な帰結を最も明瞭に示す事例」と ワシントンのヴェトナム戦争記念碑を挙げています。モッセによれば「ここには、愛国的な刻銘は見られない。

子安氏の根本命題を否定しているのではないでしょうか。子安氏の根本命題は「戦う国家とは英霊を作り出す国家であ 階にあるアメリカが、何故今でも世界で最もよく戦争をする国家なのか。 り、英霊を祀る国家である」(「戦う国家と祀る国家」四五頁)であったはずです。ならば、英霊祭祀衰退の最終的な帰結の段 しかし、このモッセの主張がどうして子安氏の言説を補強することになるのか、私には全く理解できません。むしろ、 アメリカに英霊祭祀衰退の最高の例を見出す

たのでしょうか。新しく読んだ本にすぐに飛びついて墓穴を掘るというパターンは、彼の議論の中でしばしば繰り返さ ということは、英霊祭祀と戦争とは無関係だというに等しいのではないか。こんな矛盾にどうして子安氏は気付かなかっ れていますが、これなどもその一例と言ってよいでしょう。

おわりに

代への見通しと言語分析という方法論的な用意」しか持っておらず、それでもって平成十五年五月の連休を中心に二回 識を確実にした」(三〇頁)と語っています。 分の原稿を書き上げ、第一回の「国家神道の現在」を書く中で「『祀る国家』とは『戦う国家』の相関項であるとの認 「あとがき」の最後で子安氏は、このシリーズを書き始めた時点では「近世の儒家鬼神論や復古神道論をふまえた近

当たり次第に読んだ本から得た知識を既定の結論に合うように継ぎはぎしていた、 る国家である」という最初の思いつきのリフレーンにすぎなかった、 いうわけで、結局、この「国家と祭祀」シリーズを通じて、彼が語り得たものも、 自分の既存の知識から推測して、「戦う国家とは祀る国家」であるとの結論を先ず立て、 らためて得心がいきました。要するに、子安氏は近代神道史についてはほとんど何も知らないままに、近世についての 最後まで読んできて、この正直な告白に出会ったことにより、子安「国家神道」論のちぐはぐさの原因について、あ というわけです。 というのが真相だったわけです。と 何のことはない、「戦う国家とは祀 後は行き当たりばったり、手